

# 杉並の選挙だより



東京都推進大会決議採択  
宣言を行う横山会長

がだんだん上がって来たことではあります。最初の頃は、23区のポイント数を見るのに、ビリから見ていました。

「明るい選挙推進委員」なかなかに区民の皆様方の頭に入りません。話したい人が集まらない、若い方達のメールに入れあげましょうか?などとジョークも飛び出します。嬉しい事は、最近の杉並の投票率

おりましたが、此の頃は真ん中

に変わったことです。今まで若

い方達が平和になれてしまって、

一票の大切を感じなかった。成

人式でも、杉並はマアマアだと思います。

## 副刊100号記念特集号

第100号記念特集号

平成14年3月23日発行

杉並区明るい選挙推進協議会  
杉並区選挙管理委員会  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
電話 (3312) 2111 (代)

## 選挙だより100号に寄せて

杉並区明るい選挙推進協議会会长 横山なつ子

もう100号になるのですね。編集に携わった方達のご苦労を思います。

「明るい選挙推進委員」なか

なかに区民の皆様方の頭に入りません。話したい人が集まら

なく、若い方達のメールに入れあげましょうか?などとジョー

クも飛び出します。嬉しい事は、最近の杉並の投票率

「杉並の選挙だより」は、啓発機関紙と

して、選挙制度のしくみや改正点などをわかり易く説明し、広く有権者の皆様にお知らせしています。また、成人祝賀のつどい

の様子やポスター・コンクール入選作品を紹介するなどし、若年層の投票率向上に向けて活動や、多くの明るい選挙推進委員に「話したい活動」の場で活用されています。

このように、本紙は、明るい選挙推進活動の一翼を担うものであり、昭和51年7月創刊以来、本号で第100号を迎えました。

今回、それを記念いたしまして、各方面の方々から選挙や啓発活動に関するご意見をいただきました。明るい選挙推進協議会からの挨拶、推進委員活動を実践されている方々の声、20代前半の若者の投票立会人体験談等を特集しております。

投票率の低下、民主主義の危機が叫ばれる折、是非お読みいただきたいと思います。

杉並の選挙だより

初めての選拳

第十八投票区 投票立会人 高橋 大輔

立会人をも同時に経験した。成人して、最初の選挙と一緒に投票

て事忘れてないよな：

あつ、中学時代の友人の顔、ほつと  
二。らいの志二三はつ二。

長い一日が終りました。家に帰り夜、

であるが、今までは「歩・二歩引いた感じ」であった。何と言つても、学校の授業の中での知識と、新聞・テレビ等の受け売りでしかない。どんなに熱弁をふるつても、八十を過ぎた祖母にも遅れをなしていた。

次の選挙はいつになるかわからないが、友人達も誘って忘れずに投票に行こうにしようと立会人を経験して痛感した。

あと2年は「推進委員たより」の編集に加わって、一二〇余名の委員さん方のお仕事ぶりを広く拝見、主だった体験談を誌面に反映させるお手伝いを楽しく続けてきた。

年来、投票には欠かさぬよう続けてきたが、実際に区選挙管理委員会の皆さんのお仕事ぶりに触れてみてその努力に比べても投票率の低さにはなぜだろうとの疑問をもたずには居られなかつた。

これは、地元杉並区だけでなく、全  
国同様の問題である。

推進委員として余りお役に立たなかつ

投票立会人席に座る。投票するとき  
とは一変して、色々な事が頭にうかぶ。  
天気が良いので選挙より他の事が、優  
先されないかな。投票率はどれくらい

かな。この人は何人目かな。皆日曜日の  
なのに何しているのかな。投票日だつ



明るい選挙推進委員の良い体験

杉並区明るい選挙推進委員会

都度迅速にいただけたし、法規解釈に

ついても公正な立場からの的確な説明を教へなければ、これをは、或對之に

ない。

推進委員のお役は、よりお若い方に  
お願いして、少しでも投票率があがり  
その結果望ましい方が選出されて、誇  
れる国、親しめる自治体になってゆく  
ことを念願している。

104

# 100号記念特集号に寄せて

杉並区選挙管理委員会委員長  
杉並区明るい選挙推進協議会会員

高 浦 格

## 話しあいとは

杉並区明るい選挙推進協議会会員  
杉並区話しあい指導員

寺 田 かつ子

「杉並の選挙だより」が100号を閲じて特集号を組む運びとなりました。昭和51年7月の創刊以来発行に携わった多くの方々のご努力を多といたします。そして多くの区民の皆様が本紙を目にされたばかりでなく、地域社会のオピニオン・リーダーの方々が広報宣伝の資料としてご活用下さいましたことを、ここに改めて深く感謝いたします。

杉並区選挙管理委員会は区の選挙に関する事務を管理執行する機関で、これと表裏をなす民間団体として存在するが、明るい選挙推進協議会であります。又明るい選挙推進運動を担い地域の話しあい活動の中核としてボランティア活動を熱心に続けてきたのが、明るい選挙推進委員会並びに話しあい指導員の皆様であります。区選挙管理委員会の任務の一つである、常時啓発活動はこれらの方々によって実績を積み上げていただきました。

心事は杉並区の投票率であります。区

選挙管理委員会としては有権者の皆様が投票しやすいように心掛け、不在者投票所の数の確保や、投票時間の延長に対応して通路の照明や安全整備、受付での名簿対照にはパソコン・システムの導入、更には新成人50名を投票立会人に選任するなど、多種多様な改善をすすめきました。

一方選挙システムの連続性を保つことは重要なことであります。法改正に当って、立法府はこの点ゲリマンダーの誇りを受けぬことを、又各政党の候補者には志の高い人が公認されることを期待しております。我が国の民主主義が健全に成長発展することを願うならば、先ず有権者がすすんで投票所に足を運び、高い投票率を挙げ、公明正大に候補者を選出して、その期待を示して戴きたい。創刊100号をエポックとして更に本紙は紙面の充実につとめてその一助となることを願って止みません。

選挙管理委員会としては有権者の皆様が投票しやすいように心掛け、不在者投票所の数の確保や、投票時間の延長に対応して通路の照明や安全整備、受付での名簿対照にはパソコン・システムの導入、更には新成人50名を投票立会人に選任するなど、多種多様な改善をすすめました。

なぜ話しあい活動は大切なでしょうか。明るい選挙推進と投票率を上げるために、何を話しあえればいいのでしょうか。話しあったら投票率が何%上がったと目に見える効果のない活動だけに、何とも手ごたえのない活動です。しかし大切な活動であることは言うまでもありません。

一方情報はというと、この所は満ちあふれています。印刷物は言うまでもなく、ラジオ、テレビ、それに近年、FAXやインターネットも発達して、居ながらにして情報が入ります。もう話しあうことなど必要がないのではないかとも考えられるのではないかでしょう。

しかし情報は手に入るだけでいいのでしょうか。その情報の考え方がはどういうのかどうか、それは話しあいによって、そういう考え方もあるのかと、自分が受取っていた情報の解釈を見直すこともあるでしょう。そういうふれあいこそが大切なのだと思ひます。そして、話しあうことによつて、

尚一層情報の巾も広がると思います。生活をしていく上で私たちはいろいろなことを知らなければなりません。近年、自己責任とか、自立する消費者とか言われます。そのためにはいろいろな情報を知つていないと対応できません。そして又それらが政治や行政によって、私たちが望む方向に向けられているのか、そうでないのかということもあります。

政治家は、私たちの一票によって選ぶのですが、選んだらすべておまかせというのではありません。私たちはこう望んでいますという意見を、選んだ後伝えていく必要があります。それも話しあいによって、大勢の人が望む方向を見定めなくてはなりません。

選挙の一票が大切であると同時に、私たちも常に政治の動き、行政の方向に對しても関心を持ち、よい社会生活、私たちが望む社会が作れるよう常に関心を示しましょう。話しあいはそこで大切な行動です。

# 6,452人の 新成人のみなさん おめでとうございます!



1月14日(月)杉並区・  
杉並区教育委員会・杉並  
区選挙管理委員会の共催  
による「成人祝賀のつど  
い」が開催されました。  
2,165名の新成人のみな  
さんが出席されました。

年 月	主 な 掲 載 記 事
昭和51年 7月	創刊号発行・選挙問答・公職選挙法解説
昭和55年 9月	推進協議会「自治大臣より表彰」
昭和55年11月	明るい選挙推進運動30周年
昭和57年10月	杉並区制50周年
昭和58年 1月	第26号初カラー号発行
昭和58年 6月	参議院選挙 全国区から比例代表制へ
昭和58年12月	4月の統一・6月参議院・12月衆議院 1年に4回の選挙
昭和62年11月	選挙のしくみ・選挙クイズ掲載開始
昭和63年 7月	第50号特集号発行
平成 2年 7月	選挙イベント（コンサート）平成6年まで毎年開催
平成 3年10月	選挙のしくみ全10回掲載終了
平成 8年10月	衆議院小選挙区比例代表並立制へ改められる
平成10年 6月	投票時間の延長・不在者投票事由の緩和
平成12年 6月	在外選挙制度開始
平成13年 6月	区公式ホームページに掲載
平成14年 3月	第100号記念号発行

選挙だより  
100号のあゆみ

## 明るい選挙推進委員として

杉並区明るい選挙推進委員 上井草 柿澤好治



JR荻窪駅前 街頭啓発のようす

私は杉並区明るい選挙推進協議会から委嘱された推進委員（区内一二〇名）として、有権者に政治と選挙により深い関心を持ってもらい、明るく正しい選挙を実現し私たちの意見が政治に活かされるよう啓発活動を推進しており、その状況等を報告する。

一、町内会役員会各種集会を活用し、短時間に地域の当面事項をテーマに全員が気軽に意見発言できるよう心掛けている。当地域では三十数年来

JR荻窪駅前 街頭啓発のようす

私は杉並区明るい選挙推進協議会から委嘱された推進委員（区内一二〇名）として、有権者に政治と選挙により深い関心を持ってもらい、明るく正しい選挙を実現し私たちの意見が政治に活かされるよう啓発活動を推進しており、その状況等を報告する。

一、町内会役員会各種集会を活用し、短時間に地域の当面事項をテーマに全員が気軽に意見発言できるよう心

関心も高まっており、これまで付き合いのなかった地域の方々とも気軽に話しあいができるようになります。一方職域OBA会、同好会等グループではストレートに選挙の話しを持ち出すと「もう分かっているよ」と敬遠されるので、最近のニュース（小泉内閣やたった4票の差でアメリカ大統領選でブッシュが当選した一票の重さなど）から話しあいを進めることにしている。話しあいのテーマは「人を見て法を説け」のたとえもあり身近な問題で自然にグループの中に入つて行くよう努力した。

二、昨年の都議選・参議院選では街頭PRとして、荻窪・浜田山駅付近で推進委員の皆さんと明るい選挙推進委員のたすきを着用し、通行人への投票呼び掛けをした。ゴミ袋を入れたパンフレットを配布したが一部若年層の無関心さにはあきれた。直近の

杉並区の参議院東京都選出平均投票率52・13%に対し二十歳代は28・68%であり、今後も若年層の投票意欲向上に工夫せねばと思う。選挙管理委員会から送付されたポスターの掲出、町内会集会を通じてのパンフレット等の周知配布をしたが、投票時間延長・不在者投票手続きの簡略化等、制度改正PRには関心が多かった。選挙違反、投票意欲向上のため、公明選挙、棄権防止のPRは普段も必要であろう。

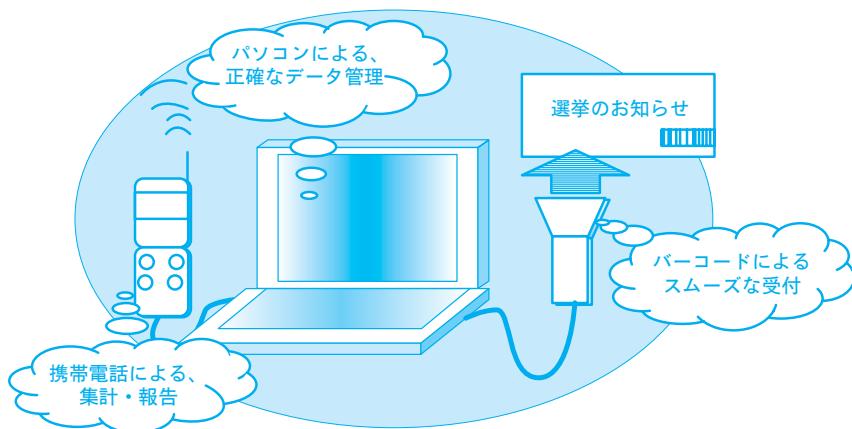


明るく正しい選挙をしてより良い市民社会形成のため微力を尽くしたいと念願しております。

推進委員はボランティアであるが、

# 投票しやすい投票所を目指して

## 迅速・正確な名簿対照事務

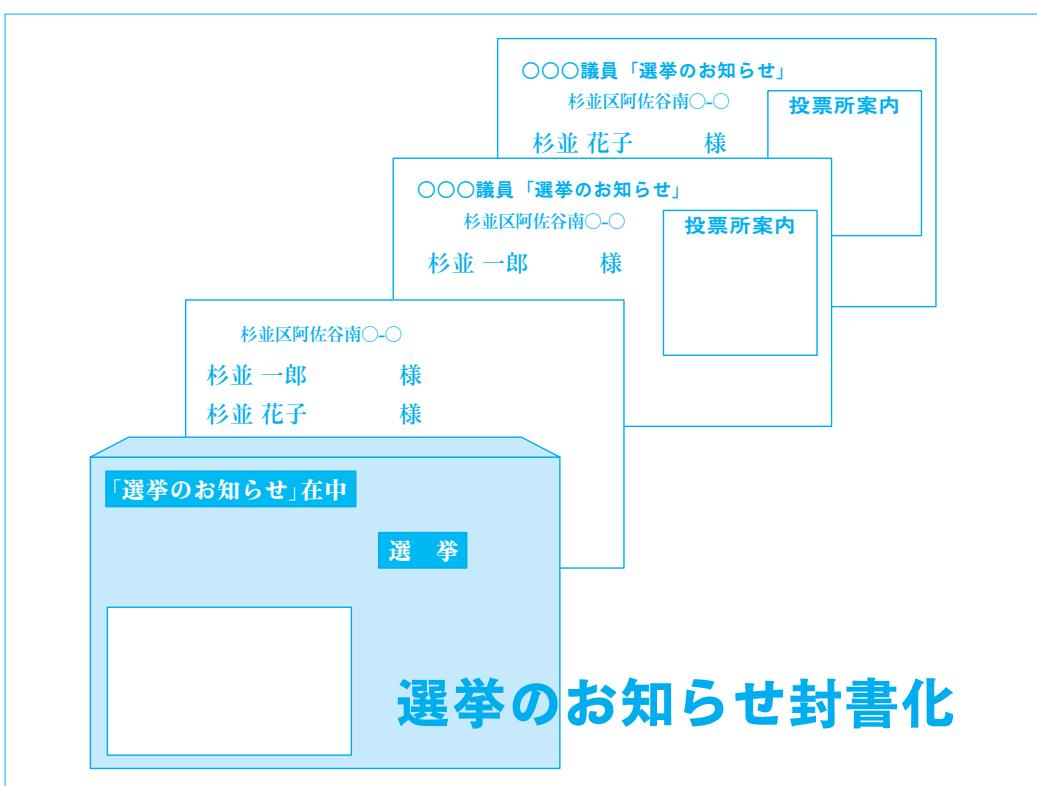


### 一、不在者投票システム

東京都議会議員）から、二つの投票システムの導入・選挙のお知らせ封書化など、投票所でお待たせしないスマートな投票を目指しています。

### 二、当日投票システム

投票所での簿冊による名簿対照をパソコンで読み取ることにより、迅速かつ正確に名簿対照事務を行うことができました。また、一部の投票所では、人員削減を図ることができました。



選挙のお知らせを従来のハガキから封書に変更したことにより、紙面が大きくなり、非拘束名簿制のあらましなどのお知らせを記載することができました。また活字も大きくなり見やすくなりました。世帯員の一部のお知らせが未着になることが無くなりました。

## 杉並区の選挙の種類

種類	任期満了日	定数
杉並区長	平成15年4月26日	1名
杉並区議会議員	平成15年4月30日	52名
東京都知事	平成15年4月22日	1名
東京都議会議員	平成17年7月22日	杉並区6名 (東京都127名)
衆議院議員 ※小選挙区選出は候補者個人に、比例代表選出は政党等に投票します。	平成16年6月24日	小選挙区選出 各選挙区ごと1名 (全国300名) 比例代表選出 東京都全体で17名 (全国180名)
参議院議員 ※選挙区選出は候補者個人に、比例代表選出は個人名又は、政党等に投票します。	平成16年7月25日 ※3年ごとに半数が改選されます。	選挙区選出 東京都全体で8名 (全国146名) 比例代表選出 96名

平成14年3月現在

皆さん、一口に選挙と言っても、どのくらいの種類があるかご存知ですか？ 杉並区にお住まいの方（選挙人名簿に登録された方）は、別表にあるように、6種類の選挙を投票することができます。

選挙開始日（公示日・告示日）ごろに、選挙管理委員会では、「選挙のお知らせ」を発送いたしますので、ご自分のものをお持ちになり、指定された投票所へおでかけ下さい。

皆さん、一口に選挙と言っても、どのくらいの種類があるかご存知ですか？ 杉並区にお住まいの方（選挙人名簿に登録された方）は、別表にあるように、6種類の選挙を投票することができます。

選挙開始日（公示日・告示日）ごろに、選挙管理委員会では、「選挙のお知らせ」を発送いたしますので、ご自分のものをお持ちになり、指定された投票所へおでかけ下さい。

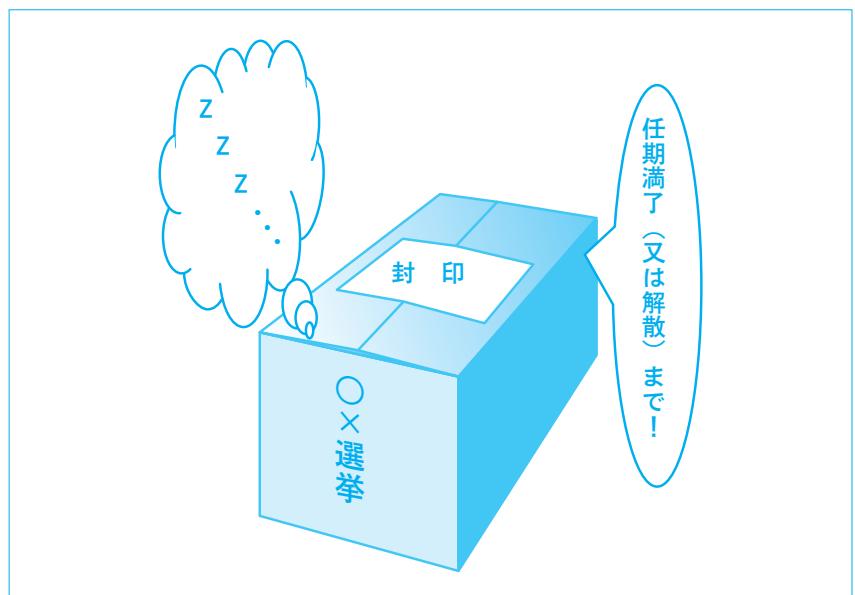
## 選挙の種類ご存知ですか？

## 投票用紙のゆくえ

票した投票用紙は開票事務が終了した後、どうなるのでしょうか。投票用紙の保存は、公職選挙法の第71条（投票、投票録及び開票録の保存）で規定されています。当条文により、「投票用紙は、各市区町村の選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員又は長の在任期間、保存しなければならない」と規定されています。

具体的には、開票所においてすべての集計が終了した投票用紙は、ただちに有効無効を区別して保存箱に梱包し、各箱に封印を行ったうえ、当該選挙の任期満了（又は解散）まで、倉庫で厳重に保管します。

なお、保存の終了した投票用紙は、現在のところ再生資源として利用せず、焼却処分しています。投票用紙は特殊な加工を施した紙（ユポ用紙）を使用しており、リサイクルの方法などについて現在研究中です。



杉並区委員長賞  
東京都佳作



國學院久我山中学校3年  
一色 野絵さん



國學院久我山中学校1年  
松下 美奈さん

中学生

# 明るい選挙啓発ポスター конкурール

# 八選作品



國學院久我山中学校2年  
山田 智子さん



宮前中学校2年  
新浜 由梨さん



宮前中学校2年  
畠川 英子さん



宮前中学校3年  
松井 佑佳さん



國學院久我山中学校2年  
高橋 健太さん



宮前中学校3年  
市吉 恵さん



宮前中学校1年  
岡野のぞみさん



宮前中学校2年  
平塚 亜子さん

杉並区委員長賞



方南小学校5年  
石井 真仁子さん



和泉小学校6年  
森田千咲子さん



久我山小学校5年  
井上 尚貴さん



方南小学校6年  
瀬戸 詩織さん

学校協力賞  
杉並区立宮前中学校  
杉並区立方南小学校



方南小学校6年  
津田美香子さん



久我山小学校5年  
大島美紗樹さん



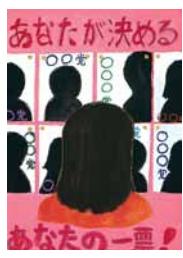
方南小学校6年  
石田 佳代さん



高井戸小学校6年  
渡部 未乃さん



杉並第一小学校1年  
馬上絵梨香さん



高井戸小学校6年  
石川 恵美さん